

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第35号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第27条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「もしくは法」を「、法」に改め、「扶養控除額」の次に「もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号および第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第29条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第29条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第35条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 管理組合法人および団地管理組合法人

第35条第3項中「又は第6号」を「、第6号又は第7号」に改める。

附則第6条の5の4中「附則第15条の2第1項」を「附則第15条の3第1項」に改める。

附則第6条の8の2第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第6条の8の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第15条の2第3項中「附則第15条の2第1項」を「附則第15条の3第1項」に改め、同条を附則第15条の3とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第15条の2 令和8年4月1日以後に第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡しもしくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第79条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第79条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項および次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部と

したもの（を施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるものおよび同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第80条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱

式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）
であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第27条の2、第29条の2第1項ただし書、第29条の3の2第1項第3号および第29条の3の3第1項の改正規定ならびに次項から附則第5項までの規定 令和8年1月1日
 - (2) 附則第6条の5の4および附則第15条の2第3項の改正規定ならびに同条を附則第15条の3とし、附則第15条の次に1条を加える改正規定ならびに附則第7項から附則第9項までの規定 令和8年4月1日（個人の市民税に関する経過措置）
- 2 改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第27条の2および第29条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号および第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 4 新条例第29条の3の2第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第29条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第29条の3の2第1項および第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき改正前の秋田市市税条例（以下「旧条例」という。）第29条の2第1項ただし書に規定する給与につい

て提出した旧条例第29条の3の2第1項および第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 5 新条例第29条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受け
るべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する
公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下
この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29
条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に
支払を受けべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3の3第
1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（法人の市民税に関する経過措置）

- 6 新条例第35条第1項および第3項の規定は、令和8年度以後の年度分
の法人の市民税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 7 次項に定めるものを除き、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日
前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第15条の
2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る
市たばこ税については、なお従前の例による。

- 8 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、秋田市市税条例第79
条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われ
た加熱式たばこに係る同条例第81条第1項の製造たばこの本数は、同条
第3項および新条例附則第15条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製
造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）秋田市市税条例第81条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新
条例附則第15条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号におい
て同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第15条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に
0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 9 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、
その端数を切り捨てるものとする。